

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について

さきに、公募を行った「山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 1 施設の名称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- 2 募集期間 平成29年8月8日から平成29年9月19日まで
- 3 申請団体数 1団体
- 4 指定管理者として指定した団体
団体名： 高島町
住 所： 東置賜郡高島町大字高島436番地

5 候補者選定方法

選定基準に基づき、山形県教育庁指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計6名で構成）における下記の審査を経て、候補者を選定した。

（1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合及び欠格事項の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 申請団体による事業計画内容に係るプレゼンテーション
- ・ 申請団体への質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果に基づく総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、住民サービスの向上、行政経費の節減、地域活性化や雇用の確保等を中心に、幅広い見地から総合的に審議・評価し、候補者とすべき者を決定した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査内容	確認書類	配点	
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	・資料館の設置目的及び管理運営の基本事項を踏まえた運営方針となっているか。	事業計画書 (管理運営方針)	満たしていなければ「失格」	
	施設の維持管理の適確性	・施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。	事業計画書 (全体)		
	収支計画の適確性及び実現の可能性	・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	事業計画書 (実施計画) 収支計画書 検証シート		
	労働関係法令の遵守	・労働関係法令は遵守しているか。	労働関係法令の遵守及び用・労働条件への適切な配慮を確認できる資料		
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・利用者の平等利用、利用のしやすさに配慮されているか。 ・生活弱者及び負傷者、急病人等への配慮がなされているか。	事業計画書 (管理運営方針2、3、 実施計画2)	(10)	10
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性	・効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。	事業計画書 (実施計画1) 収支計画書	(10)	10
	サービス向上を図るための具体的な手法	・利用者への丁寧な対応を心がけており、サービス向上の方策が示されているか。	事業計画書 (実施計画2)	(5)	20
		・「企画展示」の企画は効果的、積極的なものとなっているか。	事業計画書 (実施計画3)	(5)	
		・「テーマ展示」の企画は効果的、積極的なものとなっているか。		(5)	
		・普及啓発活動の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。		(5)	
	施設及び設備の維持管理の内容の妥当性	・施設の維持管理は効率的に計画されているか。環境に十分配慮しているか。	事業計画書 (実施計画4)	(5)	15
		・施設、利用者の安全管理への取組みは十分か。		(5)	
		・収蔵資料の保管管理は適切に計画されているか。		(5)	
	利用者の増加を図るための具体的手法	・入館者数の増加を図るための具体的な取組みが提案されているか。	事業計画書 (実施計画5)	(5)	10
		・積極的な広報業務の方策が提案されているか。		(5)	
管理運営に有益な地域における活動	・学校教育、地域、関係機関等との連携は十分か。	事業計画書 (実施計画5)	(5)	5	
IV 事業計画書に沿って施設の運営管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	安定的な運営や企画事業の着実な実施が可能となる人的能力及び運営体制	・職員体制(人数、配置体制)は十分か。	事業計画書 (運営に関する業務1)	(5)	15
		・職員の採用が適切になされているか。 ・勤務体制が適切に計画されているか。		(5)	
		・職員の育成、研修体制は十分か		(5)	
財務状況及び経営的基盤	・申請者の財務状況は健全か。	事業計画書(運営に関する業務2)、財務諸表、事業者概要書等	(5)	5	
V その他	利用者要望への対応	・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	事業計画書 (運営に関する業務2)	(5)	5
	緊急時の対応、個人情報保護及び情報公開の取組	・防災対策及び緊急時の対策は妥当か。 ・個人情報保護の取組みは妥当か。	事業計画書 (運営に関する業務2)	(5)	5
計					100

7 選定理由

山形県教育庁指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この結果を踏まえ、「高畠町」を指定管理者の候補者として選定した。

区 分	山形県高畠町
選定基準Ⅰ	適格
選定基準Ⅱ	6.3
選定基準Ⅲ	39.5
選定基準Ⅳ	14.7
選定基準Ⅴ	6.3
合 計	66.8

●選定基準Ⅰについて

資料館の設置目的及び管理運営の基本事項を踏まえた運営方針等が提案されていた。

●選定基準Ⅱについて

条例に基づく利用時間・休館日の設定及び公平な利用者対応等が提案されていた。

●選定基準Ⅲについて

- ・「管理経費における経済性」では、提案額は募集要項で示した上限額（3年間：38,405千円）と同額であった。
- ・「サービス向上を図るための取組み」では、施設の持つ特性を活かした展示内容及び積極的な普及啓発活動が評価された。
- ・「施設及び設備の維持管理の内容の妥当性」では、効果的な業務委託の導入や、県が示す基準に基づく適切な施設の維持管理が提案されていた。
- ・「利用者の増加を図るための取組み」では、ホームページやSNSを活用した積極的な情報発信が評価された。
- ・「管理運営に有益な地域における活動」では、学校・公民館・社会教育施設や大学・（公財）山形県埋蔵文化財センターと連携した集客活動が提案されていた。

●選定基準Ⅳについて

- ・「人的能力及び運営体制」では、県が求める水準以上の雇用を確保して十分な職員体制を確保する姿勢が評価された。

●選定基準Ⅴについて

- ・「利用者要望への対応、緊急時の対応等」では、アンケートによる利用者ニーズの把握、マニュアルに基づく事故・災害発生時の対応が提案されていた。

以上、総合評価による審査の結果、「高畠町」を指定管理者の候補者とすることが適当であるとされた。

（注1）点数は、各審査員の平均値である。

（注2）数値は、小数第2位を四捨五入したものであるため、合計欄の数値が選定基準Ⅰ～Ⅴまでの集計値と一致しない場合がある。

8 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

9 指 定 平成29年12月県議会の議決を経て、平成30年1月12日に指定管理者として指定した。